

検便の検査料金の変更について (令和8年4月1日～)

大分県では、昨今の物価高騰や労務費の急激な上昇を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料の見直しを行うこととし、令和8年第1回定例県議会に条例改正案を提出いたしました。

見直しにあたっては、施設の維持管理費や役務提供に必要な労務費等の上昇分を反映しています。

大分県議会において可決されたことに伴い、令和8年4月1日から検査料金が変更となります。

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

見直し後の検便の検査料金

【検査項目及び検査料金】

1 赤痢等検査(赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、その他のサルモネラ属菌)について、以下の対象者の方の料金に変更されます。

(1)給食施設従事者

(2)食品衛生法等に基づく許可営業従事者

(3)水道法に基づく水道従事者(貯水槽清掃業者を含む。)

現行:400円 → **変更後:440円**

(1)～(3)以外の方 2,800円(※)

2 O157等検査(赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、その他のサルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌O157)

2,800円(※)

(※)診療報酬改定により金額が変わることがあります。

【問い合わせ先】

大分県東部保健所 検査課 電話:0977-67-4649